

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大町町は健康管理関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワードにより操作者と操作する権限を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

佐賀県大町町長

公表日

平成29年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	大町町では、健康増進法、地域保健法および予防接種法に基づき、全ての住民を対象に各健（検）診および予防接種の健（検）診の通知書の発送・健診結果の管理に関する事務を行う。 具体的には、 ①健康増進法に基づき、肺がん検診や子宮がん検診などの検診受診対象者に対する通知書発行 ②地域保健法に基づき、乳幼児健診および乳幼児歯科健診などの健診受診対象者に対する通知書発行 ③予防接種法に基づき、BCGおよび四種混合等の予防接種対象者に対する通知書発行 ④各健（検）診および予防接種の健（検）診結果および予防接種結果の蓄積 ⑤各健（検）診および予防接種の未受診、未接種者の把握および通知書発行
③システムの名称	1. Acrocity健康管理 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年 5月31日法律第27号）別表第一 第10項、第49項、第76項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 第56の2項 （別表第二における情報照会の根拠） 第17、18、19、70項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て・健康課健康づくり係
②所属長	子育て・健康課長 山崎ひとみ
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画政策課まちづくり政策係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て・健康課健康づくり係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5000番地 0952-82-3186

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]